本人・家族・地域関係者用

災害発生時に備えて
個別避難計画を作りましょう！

個別避難計画とは？

○災害発生時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等（※「避難行動要支援者」といいます。）について、一人ひとりに対して避難を支援できるよう、避難先や避難支援の方法などを記載した計画のことです。

個別避難計画作成の対象者は？

○避難行動要支援者名簿（氏名、生年月日、住所、電話番号、支援を必要とする情報等が登載されているもの）に掲載されている方。

※南陽市では、以下の要件に当てはまる介護認定情報や手帳所持情報を基に名簿を作成しております。（手上げ方式で名簿への掲載を希望する方を含む）

避難行動要支援者

市内で在宅で生活している方で、災害時に自力で避難することが難しい次の方を対象としています。

①要介護認定 3～5（立ち上がりや歩行などが自力でできない高齢者）
②身体障がい者手帳 1・2 級
③療育手帳 A
④精神障がい者保健福祉手帳 1 級
⑤本人や家族、避難支援等関係者等により自ら避難することが困難な状態にあると判断された方で、名簿への掲載を希望する方

何を記入するの？

○ご自身の身体の状態、緊急時の連絡先、避難場所、避難経路、避難を支援してもらう方などを記入します。

何のために作成するの？

○災害発生時に、お住いの地域で想定される被害の状況を確認し、「どこへ」「どのように」避難するのか、「どのような支援が必要か」といったことをあらかじめ決めておくことで、災害の発生に備えておくものです。

個人情報の取扱いについて

○事前提供に同意いただいた方についてのみ、平常時から、作成した計画の情報を避難支援等に関わる関係者に提供します。

○ただし、同意いただいていない方についても、災害発生時には、避難支援等に必要な範囲で、計画情報を避難支援等に関わる関係者に提供させていただきます。

まずは記載できるところだけでも大丈夫です



平常時から災害が発生した時のことをイメージし、
あらかじめ災害に備えて準備しておくことが必要です。
災害発生時に慌てず、避難行動をとれるよう、
次のポイントを押さえてご作成ください。



個別避難計画の作成にあたっては！

1. お住まいの地域のことを知りましょう！

南陽市で作成しているハザードマップなどの資料により、災害発生時にお住いの地域で想定される被害の状況を確認してください。市のホームページでも公表しています。

2. 避難先・避難経路を検討しましょう！

お住いの地域で想定される被害の状況や居住環境、ご自身の身体の状況等を踏まえ、ご自身にあった避難先や避難ルートを検討します。

3. 災害発生時に支援を求める人を決めましょう！

ご家族やお住まいの地域の方などと相談し、避難の際に支援を求める人を決めておきましょう。支援をお願いする人がまだ決まっていない場合や、現時点で記載が難しい場合でも、計画を提出できます。今後、関係者と調整しながら、段階的に記載していきましょう。

4. 避難する際に必要なものを準備しておきましょう！

防災備蓄品、常備薬など避難先での生活に必要なものを、災害発生時にすぐ持ち出せるよう整理して、平常時から準備をしておきます。

5. 実際の避難を想定し、避難支援者と計画情報を共有しましょう！

災害発生時の避難対応に備えて、作成した計画の情報を避難支援者へ提供し、共有します。

（留意点）

・個別避難計画は、計画に基づく避難支援等が必ず実施されることを保証するものではありません。
・また、避難を支援する者等に対し、法的な責任や義務を負わせるものではありません。

相談窓口

【南陽市役所】
・総合防災課 ･･･ TEL 0238-40-0264、0267
・福祉課 障がい福祉係 ･･･ TEL 0238-27-1850
・福祉課 介護業務係 ･･･ TEL 0238-40-0610
・すこやか子育て課 すこやか係 ･･･ TEL 0238-40-1691
・南陽市地域包括支援センター（担当地区：宮内、漆山、金山、吉野、中川）
･･･ TEL 0238-40-1646

【南陽市社会福祉協議会】
・地域包括支援センター（担当地区：赤湯、沖郷、梨郷）･･･ TEL 0238-50-1018